

社会福祉法人 タンポポのほら

役員等の報酬等に関する規程

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人タンポポのはら（以下「法人」という。）役員等の報酬、費用弁償等に関し必要な事項を定めるものである。

### (適用範囲)

第2条 この規則で役員等とは、法人定款第15条に定める役員（理事及び監事）及び法人定款第5条に定める評議員とする。

### (報酬)

第3条 役員のうち常勤役員の報酬については、次のとおりとする。ただし、法人職員を兼務する常勤役員には、適用しない。

- 1) 常勤役員の報酬は年俸とし、月割により支給する。
  - 2) 前項のほか、期末手当等を支給することができる。
  - 3) 報酬及び期末手当等の額は、予算の範囲内において理事会で定める。
  - 4) 常勤役員に就任又は退任したときの報酬額は、当該月の日割り計算によって支給する。
- 2 常勤以外の役員等には、報酬を支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、法人用務のため旅行した場合は、費用弁償として、交通費（鉄道、船、航空機、車）、日当及び宿泊費を別表1及び別表2のとおり支給する。

- 2 役員等が、理事会、評議会、監査その他会議に出席した場合は、別表3のとおり日当を支給する。
- 3 特別の事情により各前項の規定により難しいときは、その事情を考慮し、増額支給することができる。
- 4 他団体等から旅費の支給を受ける場合、この規程により算出した旅費と比較して不足する額を支給することができる。

### (旅費の支給方法)

第19条 旅費は、用務終了後支給する。ただし、必要により旅行前に概算額を支給し、帰任後清算する方法によることができる。

### (慶弔金)

第20条 役員等及びその家族の慶弔、災厄等への祝金、見舞金、又は弔慰金については、別に定める「慶弔規程」により支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 役員報酬規定（平成18年10月10日施行）及び役員等実費弁償支給規定（平成18年10月10日施行）を廃止する。
- 3 この規程は、平成27年6月1日から施行する。  
（一部改正 第1条、第4条）
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。（一部改正）

別表1 交通費

交通機関	旅行区間	支給基準
航空機	道 外	現に支払った旅客運賃額
鉄道賃	50Km以内	旅客運賃
	50Km以上	旅客運賃、特急料金
	特定区間	R、S切符料金額
船 賃	—	現に支払った旅客運賃額
車 賃	—	現に支払った旅客運賃額

別表2 日当及び宿泊料

目 的	日 当（1日）	宿泊料（1夜）	
		甲地区	乙地区
法人所在地以外の 地への宿泊を伴う 旅行	5,000円	16,500円	14,900円

<備考> 1 甲地区とは東京都（特別区の区域）及び政令指定都市の地域。乙地区とは甲地区以外の地域をいう。

2 宿泊料は、現に支払った実費額とし、上記表の額は、その限度額である。

別表3 理事会等出席日当

目 的	日 当
理事会、監事監査、評議員会、 その他会議への出席	一律 2,000円

別表4. 特別旅費の支給方法

特別旅費の種類	支給基準
外国旅費	普通旅費の他、主催者が定めた所要経費、参加登録料等を支給する
講習等旅費	